

富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉  
保全状況報告書（案）

2018 年（平成 30 年） 月 日  
日本国



保全状況報告書；

富士山 信仰の対象と芸術の源泉（日本）( ID:1418 )

1．報告書の要約

2．世界遺産委員会決議への対応

（ 進捗状況報告書のとりまとめ後、文化庁中心に作成 ）



# 各種戦略の進捗状況（案）

2018年（平成30年） 月 日  
富士山世界文化遺産協議会



## 目次

下方斜面における巡礼路の特定	1
来訪者管理戦略	3
上方の登山道等の総合的な保全手法	7
情報提供戦略 (interpretation strategy)	9
危機管理戦略	13
開発の制御	17
経過観察指標 (monitoring indicators) の拡充・強化	21

### 附属資料

附属資料1 来訪者管理戦略に基づく実施計画書

附属資料2 経過観察指標に係る年次報告書(2016(平成28)年度)

附属資料3 その他具体的取組の進捗事例



## 下方斜面における巡礼路の特定

### 1 戦略の概要

- 今は使われなくなった巡礼路の位置・経路の特定に加え、構成資産相互の歴史的な関係性を示すため、「富士山世界遺産センター」を中心として調査・研究体制の確立と充実を図り、これまでの調査・研究成果のとりまとめや市町村への指導・助言等を実施する。
- 来訪者が、『信仰の対象』と『芸術の源泉』の両面から構成資産相互のつながりを容易に認知・理解できるよう、その成果を情報提供戦略へ計画的・段階的に反映させるとともに、学校教育と連携した学習講座の実施や博物館・美術館等による企画展・研究発表会等を開催する。

### 2 進捗（実施）状況

#### （1）総合的な調査・研究の継続

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
巡礼路に係る調査研究を実施し、関連資料の収集・把握・充実に努め、調査・研究の成果を集約する。	山梨県は、これまでの富士山総合学術調査研究の成果を「山梨県富士山総合学術調査研究報告書」にまとめ、 <u>2016年（平成28年）3月に発行した。</u> 静岡県は、2015年（平成27年）に「富士山巡礼路調査委員会」を設置し、須走口登山道の調査を小山町と連携して実施しており、2017年度（平成29年度）に調査報告書に取りまとめる予定である。 <u>2017年度（平成29年度）からは、大宮・村山口等の調査に着手していく予定である。</u>
関係市町村が実施する調査・研究を集約し、必要に応じて指導・助言を行う。	山梨県は、関係市町村の文化財担当者を山梨県富士山総合学術調査研究調査員に委嘱し、市町村による調査・研究の成果を逐次集約している。 静岡県は、専任の研究員が随時指導・助言を行うほか、関係10市町と連絡会を開催し、調査・研究など様々な項目について意見交換を実施している。

下線部は、昨年度末からの修正箇所

<p>富士山世界遺産センターを中心とした調査・研究体制を充実させる。</p>	<p>山梨県は、山梨県富士山総合学術調査研究として、学芸員を中心に外部研究者と共同で富士山に関する調査・研究を継続して進めている。</p> <p>静岡県は、研究員5名を中心として、巡礼路を始めとした富士山に関する調査・研究を進めている。</p>
--	--

## (2) 情報提供戦略等への反映

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>世界遺産ガイド等を養成し、パンフレット等を作成・活用するなど、効果的な情報提供手法を確立する。</p>	<p>山梨県・静岡県は、世界遺産ガイドのスキルアップを図るため、定期的に講座を開催している。また、巡礼路に関して、山梨県では、富士山世界遺産センターを中心に情報提供を実施し、静岡県では、調査結果を報告書に取りまとめるほか、シンポジウムの開催を予定している。</p>
<p>学習講座を実施するとともに、博物館・美術館等における企画展・研究発表会等を開催する。</p>	<p>山梨県は、これまでの巡礼路に関する調査研究の成果を一般に広く紹介するため、山梨県立富士山世界遺産センターにおいて、企画展「探訪 富士山巡礼路」を2017年(平成29年)1月から2月に開催するなど、企画展・写真展を通じた情報提供に取り組んでいる。また、世界遺産富士山講座や富士山総合学術調査研究シンポジウムの実施、研究紀要等の刊行を行っている。</p> <p>静岡県は、巡礼路を始めとする調査研究の成果をセミナー等で発信している。</p>
<p>「登山道・巡礼路の位置・経路」に基づき、案内板・道標などの来訪者を誘導する方法を検討し、潜在化したルートを顕在化する。</p>	<p>山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。</p> <p style="text-align: right;">【附属資料3 p1】</p>

# 来訪者管理戦略

## 1 戦略の概要

- ユネスコの世界遺産管理マニュアル（World Heritage Papers, 2002）や海外の国立公園の先進事例を参考に、以下のとおり、目標や目的を設定し、指標を設けて、結果をモニタリングする。
- 多様な登山形態の下で登山を行う者が、富士山の顕著な普遍的価値の側面を表す「神聖さ」「美しさ」の双方の性質を実感できることが重要であるとの観点から、「上方の登山道の収容力」に着目しつつ、来訪者管理の目標として、以下の「望ましい富士登山の在り方」を定め、来訪者管理を行う。
  - ・ 17世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承
  - ・ 登山道及び山頂付近の良好な展望景観の維持
  - ・ 登山の安全性・快適性の確保
- 「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の3年間、上方の登山道の収容力（carrying capacities）を中心とした調査・研究を実施し、2018年（平成30年）7月までに登山道ごとの1日当たりの登山者数を含め、登山の文化的伝統の継承、展望景観の維持、登山の安全性と快適性の確保の視点に基づく複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定する。
- 特定の日・時間帯に山頂に集中する登山者数の平準化や登山者の安全確保のための情報提供等の施策を実施するとともに、情報提供戦略との緊密な連携の下、構成資産相互のつながりの認知・理解を促進し、来訪者及び登山者の山麓の構成資産への誘導及び周辺観光地を含めた山麓地域への周遊を推進する。
- 定期的に施策及び指標の評価・見直しを行い、来訪者管理の前進・改善を図る。

## 2 進捗（実施）状況

### （1）収容力の研究・指標の設定

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の3年間の調査研究結果を踏まえ、2018年（平成30年）7月までに、登山道ごとの1日当たりの登山者数を含め、複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定する。	<u>3年間の収容力に関する調査研究結果を踏まえ、望ましい富士登山の在り方の3つの視点ごとに、合計11項目の指標及びその目標水準を設定する。</u> <u>今後、必要な施策を推進するとともに、継続的にモニタリングを実施し、適切な来訪者管理を行う。</u>  【附属資料1】

## (2) 施策の実施

### ア 上方の登山道

#### 特定の日・時間帯に山頂付近に集中する登山者数の平準化の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山麓の駐車場と五合目との間のシャトルバスの最終発車時間を見直すこと。	山梨県・静岡県は、マイカー規制期間中に運行するシャトルバスの山麓からの最終発車時間を段階的に見直し、2016年(平成28年)に全日20時まで前倒しした。
山麓からの登山を推奨すること。	富士吉田市は、「山麓からの登山」を推奨するため、情報提供を強化している。
下方斜面における巡礼路に関する調査・研究の成果に基づき、山麓の構成資産への訪問を誘導すること。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。

#### 普及啓発の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
安全・安心な登山を行うための情報提供、マナー啓発等を行うこと。	山梨県・静岡県は、弾丸登山の自粛要請やマナー啓発、安全・安心な登山を行うための情報提供を継続して行っており、2017年(平成29年)は新たに登山日毎の混雑予想を掲載したカレンダーを作成し広報することで、登山者数の平準化に取り組んでいる。
「富士登山の観光・安全総合情報システム」を構築すること。	山梨県・静岡県は、登山計画の提出を促すため、日本山岳ガイド協会が運営するアプリ「コンパス」の利用促進に努めている。  静岡県は、「富士登山の観光・安全総合情報システム」として、観光アプリ「富士山ぐるぐる旅行」を構築し、「コンパス」との連携により、登山届の提出に加え、富士山周辺の観光情報や防災情報の提供に努めている。

## 自家用車の通行規制

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
自家用車の通行規制を行うこと。	<p>静岡県は、ふじあざみライン（須走口）において、2016年（平成28年）からマイカー規制期間を47日から63日間に拡大し、富士山スカイライン（富士宮口）と期間を統一し、開山期間全日実施している。</p> <p>山梨県は、富士スバルライン（吉田口）において2017年（平成29年）のマイカー規制期間を53日から63日間に拡大した。</p>

## 利用者負担の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
登山者からの任意の協力を求める「富士山保全協力金」を着実に実施し、環境保全、安全対策等を図る事業を推進すること。	山梨県・静岡県は、「富士山保全協力金」への理解を促進するため、インターネットやシャトルバス内での事前案内を強化するとともに、現地での受付体制の見直しを行っている。

## トイレの適切な維持管理

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
上方の登山道のトイレの適切な維持管理を推進すること。	環境省及び山梨県・静岡県は、トイレの処理能力に関する調査を実施しており、静岡県では、保全協力金を活用した補助制度により老朽化した設備の改修を行うなど、トイレの適切な維持管理を進めている。

## イ 山麓地域

### 山麓の構成資産への訪問の誘導

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
下方斜面の巡礼路の特定により、来訪者を山麓の構成資産へ誘導すること。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。（再掲）

## 山麓地域への周遊の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
富士山麓地域の魅力を味わい体験してもらうため、来訪者の富士山麓への周遊を推進すること。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。(再々掲)
構成資産間のつながりや顕著な普遍的価値について来訪者の認知・理解を促進すること。	山梨県・静岡県は、ガイドブックやホームページなどの広報媒体を通じた情報発信及びガイド等による案内を継続して実施している。

## 上方の登山道等の総合的な保全手法

### 1 戦略の概要

- 登山道及び山小屋は、信仰行為としての登拝に起源を持ち、トラクター道は、山小屋の運営等に必要不可欠な存在であることから、3者間の調和的・補完的な関係に着目した総合的な保全管理を推進する。
- 登山道については、来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施することにより、来訪者が登山道に及ぼす影響の抑制を図るとともに、「富士山登山道パトロール実施要領」に基づくパトロールによる現況把握を行い、展望景観等に配慮した材料・工法による維持補修を実施する。
- 山小屋については、展望景観との調和を目指し、現況把握を踏まえて改善を行うとともに、トラクター道についても改善に向けた関係者間の協議・検討を行う。

### 2 進捗（実施）状況

#### （1）来訪者管理戦略の確実な実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
来訪者数の平準化のための対策等を講じることにより、来訪者による登山道への影響の抑制を図る。	山梨県・静岡県は、シャトルバスの最終発車時間を見直すなど、登山者数の平準化に向けた取組を進めるとともに、「望ましい富士登山の在り方」を実現するために指標等の設定を行う。

#### （2）展望景観等に配慮した材料・工法の選択

##### ア 登山道

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
登山道の浸食箇所及び登山行為による影響等を把握し、維持補修業務に適切な材料・工法を反映させるなどの維持管理の充実を図る。	山梨県・静岡県は、開山期間中、定期的に登山道パトロールを実施し、不具合を確認した場合には維持補修を行うなど、適切な維持管理を行っている。
落石防護壁等の人工構造物の設置・改修に当たっては、展望景観へ与える影響を緩和するための材料・工法を定める。	山梨県は、 <u>現地での実証実験や多様な分野の専門家の意見を踏まえ、それぞれの周辺環境に適した人工構造物の修景手法を採用する。</u>

## イ 山小屋

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山小屋の施設外観・看板類等の現状を把握するとともに、改善を行う。	富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の管理運営計画及び富士山における標識類総合ガイドライン等を適切に運用し、外観等の維持・改善に努めている。  山梨県は、富士山の自然・景観を尊重した山小屋施設の修景を図るため、2016年（平成28年）3月に「吉田口山小屋の整備ガイドライン」を作成し、中長期的に山小屋の修景や信仰に関わる要素の保存・伝達に取り組んでいる。

## ウ トラクター道

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
トラクター道等の現況を把握し、展望景観への影響の程度を分析する。	関係者間でトラクター道の現況や展望景観への影響の把握に努めている。
貨物用車両の効果的な運行方法及び低騒音・低排出ガス車両の導入等の対策に取り組むための協議・検討を継続する。	貨物用車両の運行方法や環境への影響について、関係者間で協議・検討を継続して実施している。

## 情報提供戦略 ( interpretation strategy )

### 1 戦略の概要

- 巡礼路の特定等を含めた総合的な調査・研究の進展を目指して調査・研究体制を確立し、調査・研究成果を系統的に蓄積するとともに、公開活用を推進する。
- 「富士山世界遺産センター」の整備、世界遺産ガイド等の人材の養成、学校教育等と連携した授業等の実施、モデルコースの設定などを通じて、顕著な普遍的価値に関する情報提供を行う。また、富士山の保全や安全な登山に必要な情報提供も実施する。

### 2 進捗 ( 実施 ) 状況

#### ( 1 ) 調査・研究の推進及びその成果の反映

##### ア 調査・研究の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
「富士山世界遺産センター」を中心とした調査・研究体制を確立するとともに、長期的な視野に基づき調査・研究計画の策定及び学際的な調査・研究の活動を推進する。	山梨県は、山梨県富士山総合学術調査研究として、学芸員を中心に外部研究者と共同で富士山に関する調査・研究を進めている。 静岡県は、専任の研究員5名を中心として巡礼路を始めとする調査研究を進めている。更に、国内外の研究者を客員研究員として招聘し、共同研究を進めるなど、調査研究体制の充実を図っている。  【附属資料3 p3】
顕著な普遍的価値の認知・理解の状況を把握するため、来訪者への意識調査を実施する。	山梨県・静岡県は、富士山の顕著な普遍的価値等に関する理解の状況を把握するため、来訪者への意識調査を継続して実施している。

## イ 調査・研究成果の還元

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>収集した文献及び調査・研究成果のデータベース化を検討し、それらの蓄積・公開活用を推進する。</p>	<p>山梨県・静岡県は、「富士山世界遺産センター」の共通データベースの作成を検討している。</p> <p>山梨県は、富士山世界遺産センターにおいて、「富嶽三十六景」を始めとする富士山に関する絵画や写真・映像をデータベース化して公開している。</p> <p>静岡県は、収集した文献等を体系的に集積するため、データベース化を進めている。2015年度（平成27年度）に古文書等の電子データ化を行い、2016年度（平成28年度）には、富士山を題材とした絵葉書2,500枚の電子データ化を開始し、一部についてWEB公開を開始した。</p>

## (2) 顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施

### ア 内容

#### 顕著な普遍的価値の伝達

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>巡礼路の特定により描き出した構成資産相互のつながりについて来訪者の認知・理解を促進し、山麓の構成資産へと誘導する。</p>	<p>山梨県は、2016年（平成28年）6月に開館した「山梨県立富士山世界遺産センター」を中心に、富士山の自然や歴史、文化などの価値の紹介及び巡礼路に関する情報提供を行っている。</p> <p>静岡県は、巡礼路の調査結果を2017年度（平成29年度）に報告書に取りまとめ、<u>2018年度（平成30年度）にシンポジウムの開催を予定している。</u></p>

#### 保全の取組

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>安全・安心な登山を行うための情報提供、マナーとルールの啓発等を行う。</p>	<p>山梨県・静岡県は、弾丸登山の自粛要請やマナー啓発、安全・安心な登山を行うための情報提供を継続して行っており、<u>2017年（平成29年）は、新たに登山日毎の混雑予想を掲載したカレンダーを作成し広報することで、登山者数の平準化に努めている。</u></p>

## イ 体制の整備及び人材育成

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>情報発信の拠点施設として、「富士山世界遺産センター」を建設し、事業活動を担う職員の配置を進める。</p>	<p>山梨県は、2016年（平成28年）6月22日、「山梨県立富士山世界遺産センター」を開館し、富士山保全、調査研究及び教育普及等に携わる職員を配置した。</p> <p>静岡県は、2017年（平成29年）12月の開館に先立ち、調査研究等を担う専任の研究員5名を採用したほか、開館に向けた管理運営体制の検討を進めている。また、関係市町や博物館等との連携を推進するため、関係市町と意見交換を行っている。</p>
<p>顕著な普遍的価値の伝達や保全の取組に関する情報提供を行うとともに、「世界遺産ガイド」等を養成する。</p>	<p>静岡市は、三保松原が持つ歴史・文化的価値や魅力を国内外に向けて情報発信する拠点として、また、松原の保全活動を支援する機能を持つ文化交流拠点として、2018年度（平成30年度）中の開館を目指して、「（仮称）三保松原ビジターセンター」の整備を進めている。</p> <p>山梨県・静岡県及び関係市町村が連携し、「世界遺産ガイド」を養成するとともに、スキルアップを図るため、定期的に講座を開催している。</p>

## ウ 手法

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>学校教育や富士の国（ふじのくに）づくりキッズ・スタディ・プログラム等と連携した授業・講座を実施する。</p>	<p>静岡県は、2015年度（平成27年度）から、富士山の文化的価値の理解を促進するため、富士山を詠った短歌を作り学ぶ出張授業を県内小学校で実施している。</p> <p>山梨県・静岡県は、富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム（KSP）の教材を県内全小学校に配布して授業での活用を促進している。</p> <p>静岡県は、2016年（平成28年）に、KSPの教材等を活用し、富士山麓の小学校と遠隔地の小学校をテレビ会議で結び、富士山や郷土の歴史について学ぶ交流学习を実施した。</p> <p><u>山梨県・静岡県は、2018年（平成30年）に、NPO法人とともに、全国の小学生に幅広く学んでもらえるよう、KSPの教材をインターネット上で公開する予定である。</u></p>
<p>「富士山世界遺産センター」や博物館・美術館等において企画展・研究発表会等を開催する。</p>	<p>山梨県は、富士山世界遺産センターにおいて、企画展・写真展の開催、世界遺産富士山講座やシンポジウムの実施、研究紀要等の刊行を行っている。</p> <p>静岡県は、巡礼路を始めとする調査研究の成果をセミナー等で発信するとともに、市町との共同実施による調査研究や企画展の開催等を検討している。<u>また、2017年（平成29年）に開館予定の静岡県富士山世界遺産センターの企画展示室を活用し、年数回程度、研究成果等をテーマとする企画展を開催する予定である。</u></p> <p><u>さらに、2つの世界遺産センターが共同して企画展やシンポジウムの開催、公開講座における講師の相互派遣などを行う。</u></p>

# 危機管理戦略

## 1 戦略の概要

- 自然災害等から来訪者・住民の生命及び財産を保護するため、山梨県・静岡県及び関係市町村が定める「地域防災計画」などの各種防災計画等に基づく対策を推進する。特に突発的な噴火への対応として、登山者への伝達方法や避難ルート等の検討を進め、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反映させる。
- 山麓の構成資産における災害への対応として、「文化庁防災業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施する。

## 2 進捗（実施）状況

### （1）噴火及びそれに伴う災害

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
「富士山火山広域避難計画」の考え方にに基づき、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。	山梨県・静岡県は、関係市町村・山小屋組合等と連携した情報伝達訓練の実施や関係機関と連携した図上訓練等を通じて避難の実効性を高め、安全・安心の向上に努めている。  また、国、関係自治体、火山専門家及び関係機関により構成する「富士山火山防災対策協議会」において、富士山ハザードマップの改定の検討及び火山防災に関する普及啓発を行うとともに、市町村が指定する「避難促進施設」の施設管理者等に対して噴火時の避難誘導の体制などを定める「避難確保計画」の作成支援等を行っている。
突発的な噴火等に対する登山者への情報伝達方法、避難ルート等について、富士山火山防災対策協議会において協議し、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反映することとしている。	山梨県・静岡県は、突発的な噴火災害に備え、観光客・登山者の噴火時の避難行動等の目安となるよう、避難ルートを示した「富士山噴火時避難ルートマップ」(山梨県・静岡県統合版)を作成するとともに、多言語化し、観光客・登山者へ周知した。

<p>「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進めるとともに、監視・観測機器の整備及び体制の強化を図る。</p>	<p>国及び山梨県・静岡県は、<u>火山噴火に起因する土砂流動（降灰後の土石流、融雪型火山泥流、溶岩流等）による被害をできるだけ軽減するため、対策の基本的な考え方を「富士山火山緊急減災対策砂防計画（基本編）」にまとめた。</u></p>
---	--

## （２）土砂災害・落石

### ア 砂防施設の設置

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>大沢崩れにおいて、浸食防止等を目的とした対策工を実施するとともに、山麓部において土石流災害の防止を目的とした砂防堰堤等を設置し、住民の生命・財産の保全を図る。</p>	<p>国土交通省は、大沢崩れにおいて、現地の溶岩と類似色のコンクリートを用い、溪床対策工を継続して実施している。また、富士山山麓部の土石流危険溪流において、砂防堰堤工・沈砂土工を継続して実施している。</p>

### イ その他の土砂災害・落石

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>土砂流出の防備のため、立木等の伐採を制限するとともに、落石等から登山者等を守るため、導流堤・防護壁等の施設を設置する。</p>	<p>林野庁・山梨県は、土砂流出防備保安林等の適正な森林の管理を継続して推進している。 山梨県は、展望景観に配慮し、導流堤・防護壁等の改修・設置を行うこととしている。</p>

## （３）地震

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、地震・津波対策を充実・強化するとともに、地域防災計画に基づき、地震対策を推進する。</p>	<p>山梨県・静岡県は、地域防災計画等に基づき地震・津波対策を推進している。</p>

## (4) 火災

### ア 山火事

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山火事予防運動による啓発活動を徹底する。	山梨県・静岡県は、市町村及び関係機関等に対し、予防・初期消火機材の配備を行うとともに、山火事予防運動期間において啓発活動を継続して実施している。

### イ 野焼き

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
野焼きの実施にあたっては、作業者の安全を確保し、延焼を防止する。	関係市町村は、野焼き作業検討委員会や代表者会議などを開催し、実施計画の確認や安全対策の検討などを継続して行っている。また、当日の気象条件により実施の可否を検討し、安全な実施に努めている。

## (5) 山域における来訪者の安全確保

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
無線・メガホンによる来訪者・登山者への情報伝達及びパンフレット等による事前の啓発活動等を進め、山域における来訪者の安全確保を図る。	山梨県・静岡県は、来訪者の安全確保を図るため、事前の啓発活動等を継続して実施している。

## (6) 山麓の構成資産における災害

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
文化財に指定されている建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全確保対策を行う。	山梨県・静岡県及び関係市町村は、防災施設の維持・管理に対する補助事業を継続して実施するとともに、マニュアルに基づく防火訓練等を継続して実施している。



# 開発の制御

## 1 戦略の概要

- 緩衝地帯のうち、建築物等の大きさ（規模）及び位置などの行為規制が比較的緩やかな区域において、開発行為にかかる事前協議の実施や審議会の活用等の行政手続を充実させ、開発圧力の早期把握や調整の側面から、開発の制御の効果を促進するとともに、市町村による景観計画や景観条例の策定等を通して、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。山梨県では、特に 2013 年（平成 25 年）イコモス評価書（WHC-13/37.COM/INF.8B1, ICOMOS Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties to the World Heritage List/Fujisan (Japan) No.1418）において厳格な開発の制御の必要性が指摘された富士五湖の湖岸の区域を含む山梨県側の資産及び緩衝地帯に適用される条例を制定した。この条例は、開発を制御し景観の保全に資することを目的とし、一定規模以上の開発を実施しようとする事業者に対し、開発が景観に与える影響について調査、予測及び評価を行うことを義務付けている。
- 個別に景観改善等が必要な事項は、即効的対策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的に実施する。（忍野八海・白糸ノ滝の整備、吉田口五合目諸施設の整備、三保松原の保全など）

## 2 進捗（実施）状況

### （1）緩衝地帯内における開発圧力への対策

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
開発行為にかかる行政手続を充実させ、開発の制御の効果を促進するとともに、景観計画や景観条例の制定等を通して、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。	富士吉田市及び小山町は、2016 年（平成 28 年）に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・運用された。  山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例」を 2016 年（平成 28 年）6 月に施行した。  【附属資料 3 p11】

## (2) 個別事項への対策

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>富士五湖</p> <p>「明日の富士五湖創造会議」等において、湖面の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。また、動力船を乗り入れようとする者に対して「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。</p>	<p>山梨県は、<u>西湖の動力船の乗入れ規制など、湖面の使用方法及び湖畔の修景ルールの策定に向けた協議を進めている。</u></p>
<p>忍野八海</p> <p>天然記念物忍野八海整備活用計画に基づき、湧水周辺の建築物その他の工作物の修景等を実施している。</p>	<p>山梨県及び忍野村は、住民等が自主的に行う施設の修景事業に対し、技術的・財政的支援を実施し、良好な景観形成に向けた取組を推進している。</p> <p><u>これまで、山梨県、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は、2017年度(平成29年度)までに90件の事業を実施し、このうち、忍野村では39件を実施する見込みである。</u></p> <p style="text-align: right;">【附属資料3 p13】</p>
<p>白糸ノ滝</p> <p>電柱・電線の撤去等をはじめ構成資産周辺の環境改善を行う。</p>	<p>静岡県・富士宮市は、無電柱化方針に基づき無電柱化を推進している。</p>
<p>富士宮五合目諸施設</p> <p>外観(色彩等)の修景に向けた関係者による協議・検討を引き続き実施する。</p>	<p>静岡県・富士宮市は、外観(色彩等)の修景に向けた検討を関係者間で継続して実施している。</p>

<p>吉田口五合目諸施設</p> <p>地元関係者から成る協議の場及び専門家から成る検討委員会を設置した。</p>	<p>山梨県は、「富士山四合目・五合目グランドデザイン」を2016年(平成28年)3月に策定し、これに基づき、施設所有者等が自主的な施設修景ルールの策定協議を行っている。</p> <p>また、山梨県は、老朽化した富士山五合目休憩舎を解体し、跡地を富士山や御来光のための展望園地として整備するほか、国とともに五合目から山腹に延びる遊歩道における利用体験の質を高めるため、標識の整備を行う。</p> <p>【附属資料3 p16】</p>
<p>標識・案内板</p> <p>山梨県は、屋外広告物ガイドラインを策定し、基準に適合しない屋外広告物の改修やガイドラインに沿った修景などの景観改善を行う事業者に対して助成を行うこととした。</p> <p>静岡県は、富士山周辺地域公共サイン整備計画を推進するとともに、広告物条例施行規則を改正し、案内板等の設置基準を強化した。</p>	<p>山梨県・静岡県は、ガイドライン等に沿った取組を進めている。</p> <p>なお、<u>山梨県、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町</u>は、住民等が自主的に行う屋外広告物の修景事業に対し、<u>技術的・財政的支援を実施し、2017年度(平成29年度)までに52件の事業を実施する見込みである。</u></p> <p>また山梨県は、特に良好な景観を創出すべき地区を景観保全型広告規制地区に指定しており、<u>2018年(平成30年)4月に3地区を追加施行し、9地区とする見込みである。</u></p> <p>山中湖村では公共サインに関する整備ガイドラインの作成を検討している。</p>
<p>電柱</p> <p>富士山周辺地域における良好な景観形成のため、無電柱化を進めている。</p>	<p>山梨県・静岡県は、無電柱化方針に基づき無電柱化を進めている。</p>
<p>山麓に沿っての開発制御</p> <p>2016年(平成28年)を目途として、関係市町村は景観計画及び景観条例を策定し、建築物等の意匠・外壁の色彩等を規制することとしている。</p>	<p>富士吉田市及び小山町は、2016年(平成28年)に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・運用された。</p> <p>山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例」を2016年(平成28年)6月に施行した。(再掲)</p>

<p>三保松原</p> <p>「三保松原白砂青松保全技術会議」において、4基の消波堤のL型突堤への置き換えと養浜により砂浜を保全する対策を決定した。このうち、1号、2号消波堤を含む区間を「短期対策区間」と位置付け、具体的な対策を決定した。また、対策の実施にあたり、モニタリングを実施し、順応的に見直すこととしている。</p>	<p>静岡県は、2016年（平成28年）に、1号消波堤の代替施設である1号L型突堤の工事に着手し、2018年度末（平成30年度末）の完成を目指している。</p>
<p>「三保松原の松林保全技術会議」での提言に基づく松林の適正な保全と健全な育成に向けた具体的な対策を段階的に実施していく。</p>	<p>静岡県及び静岡市は、「羽衣の松」及び周辺老齢大木の樹勢回復に向けて、周辺土壌の調査・分析をし、最適な方法により、固結層の改善や土壌改良資材の施工による樹勢回復の取組を進めている。</p> <p>静岡市は、松林保全の人材育成機能を有する「（仮称）三保松原ビジターセンター」の整備を進めており、2018年度（平成30年度）中の開館を目指している。</p>
<p>県道三保駒越線における無電柱化の取組方針を取りまとめ、短期的対策として道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅事業に併せた無電柱化を実施する。</p>	<p>静岡市は、道路上空の横断架空線の撤去を2016年（平成28年）2月に完了した。また、中長期的対策にあたり、「次期無電柱化推進計画」に当区間を位置付け、電線管理者との合意に向けた協議を実施していく。</p>
<p>北口本宮富士浅間神社周辺地域</p> <p>国道138号の拡幅計画を契機として、沿道景観及び歩行空間の整備などを含めた周辺地域のまちづくりの在り方について、国、山梨県、富士吉田市、地元関係者及び学識経験者による協議を実施している。</p>	<p>国、富士吉田市及び山梨県は、地元関係者及び学識経験者等により構成される検討委員会による検討を進めている。</p>

## 経過観察指標 (monitoring indicators) の拡充・強化

### 1 戦略の概要

- 資産への負の影響を把握するとともに、課題の解決・改善のために実施する各種の戦略の効果を評価し、戦略の見直しを行うため、観察指標を拡充・強化する。
- 特に展望景観の定点観測地点については、2つの主要な展望地点である本栖湖北西岸の中ノ倉峠及び三保松原に加え、34ヶ所を新たな観測地点として追加する。

### 2 進捗 (実施) 状況

#### (1) 「信仰の側面」・「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加

##### ア 展望景観の定点観測地点の追加

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
2つの主要な展望地点（本栖湖北西岸の中ノ倉峠、三保松原）に加え、34ヶ所を新たな観測地点として選定し、展望景観の変化について定点観測を行う。	富士山世界文化遺産協議会は、富士山包括的保存管理計画に定めた観察指標に基づき、モニタリング結果をとりまとめた年次報告書を毎年度作成し、評価を実施している。 なお、2015年度（平成27年度）及び2016年度（平成28年度）においては、資産及び周辺環境に対する負の影響は認められていない。 【附属資料2】

##### イ 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況を把握する。	毎年度調査を行い、結果を年次報告書に記載している。

##### ウ 来訪者の意識調査の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
顕著な普遍的価値及び構成資産相互のつながりに関する来訪者の理解の状況についてアンケート調査を行う。	毎年度調査を行い、結果を年次報告書に記載している。

## エ 上方の登山道の収容力に関わる指標の設定

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>上方の登山道の収容力に関わる指標を設定する。</p>	<p>3年間の収容力に関する調査研究結果を踏まえ、望ましい富士登山の在り方の3つの視点ごとに、合計11項目の指標及びその目標水準を検討し、富士山世界文化遺産学術委員会の助言や地元関係者の意見を得ながら、富士山世界文化遺産協議会において承認を得ることとしている。</p>

## (2) 各種戦略・方法等の実施状況の把握

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>経過観察を実施し、対策の定期的な評価・見直しを行う。</p>	<p>富士山世界文化遺産協議会は、富士山包括的保存管理計画に定めた観察指標に基づき、モニタリング結果をとりまとめた年次報告書を毎年度作成し、評価を実施している。</p> <p>なお、2015年度(平成27年度)及び2016年度(平成28年度)においては、資産及び周辺環境に対する負の影響は認められていない。</p> <p>(再掲)</p>